

令和6年6月定例会

教育警察常任委員会説明資料
(その他報告関係)

教育警察常任委員会
(警察本部)

条例案の概要

1 条例の名称

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

国家公務員における取扱いを踏まえ、特殊勤務手当の額等を見直す必要がある。

3 内容

(1) 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正【第1条】

ア 公共土木施設災害応急作業手当の支給対象及び手当の額を見直す。（第25条の16関係）

イ その他規定の整理を行う。（第25条の16関係）

(2) 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正【第2条】

ア 災害警備等作業に係る手当の額を見直す。（別表関係）

イ その他規定の整理を行う。（別表関係）

(3) 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正【第3条】

ア 災害警備等作業に係る手当の額の特例を見直す。（第2条、第6条関係）

イ その他規定の整理を行う。（第3条、第5条関係）

(4) この条例は、公布の日から施行する。

(5) (1)、(2)及び(3)は、令和6年1月1日から適用する。

(6) 所要の経過措置を定める。（附則第3項関係）

【第1条】

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）新旧対照表

旧	新
<p>(公共土木施設災害応急作業手当)</p> <p>第25条の16 公共土木施設災害応急作業手当は、<u>人事委員会の定める職員</u>が、異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(次項において「応急作業等」という。)に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額_____とする。</p> <p>(1) 巡回監視 <u>480円</u></p> <p>(2) 応急作業等 <u>730円</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあつては、第2号に定める額を同項の手当の額とする。</p> <p>(1) 第1項の作業が夜間に行われた場合 <u>前項各号に定める額</u>にその100分の50に相当する額を加算した額</p> <p>(2) 第1項の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 <u>前項各号に定める額</u>にその100分の100に相当する額を加算した額</p>	<p>(公共土木施設災害応急作業手当)</p> <p>第25条の16 公共土木施設災害応急作業手当は、<u>職員</u>_____が、異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(次項において「応急作業等」という。)に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額(<u>大規模な災害として人事委員会</u>が定める災害に係る作業にあつては、<u>1,080円</u>)とする。</p> <p>(1) 巡回監視 <u>710円</u></p> <p>(2) 応急作業等 <u>1,080円</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあつては、第2号に定める額を同項の手当の額とする。</p> <p>(1) 第1項の作業が夜間に行われた場合 <u>前項</u>_____に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額</p> <p>(2) 第1項の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 <u>前項</u>_____に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額</p>

【第2条】

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）新旧対照表

旧			新		
別表(第2条—第4条関係)			別表(第2条—第4条関係)		
特殊作業の種類	特殊作業の内容	手当の額	特殊作業の種類	特殊作業の内容	手当の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第19号作業	災害警備等作業(異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、救難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識の作業で、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものをいう。)	1日につき 840円(極めて危険を伴うと人事委員会が認める作業又は人事委員会が著しく危険であると認める区域における災害警備等作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)	第19号作業	災害警備等作業(異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、救難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識の作業で、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものをいう。)	1日につき 840円(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円)。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(同一の日において、第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあつては、第2号に定める額)とする。 1 当該作業が夜間(日没時から日出時までの時間をいう。以下この項において同じ。)に及んだ場合、又は当該作業が夜間に行われた場合 当該額にその100分の50に相当する額を加算した額 2 極めて危険を伴うと人事委員会が認める作業又は

【第2条】

					人事委員会が著しく危険であると認める区域における災害警備等作業に従事した場合 当該額にその100分の100に相当する額を加算した額
	救難救助作業(山岳地における遭難者の救難救助又は異常な自然現象若しくは事故により発生した災害の被災者の救難救助の作業で、著しく危険を伴うもの(災害警備等作業であるものを除く。)をいう。)	1日につき 840円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業又は人事委員会が著しく危険であると認める区域における救難救助作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)		救難救助作業(山岳地における遭難者の救難救助又は異常な自然現象若しくは事故により発生した災害の被災者の救難救助の作業で、著しく危険を伴うもの(災害警備等作業であるものを除く。)をいう。)	1日につき 840円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業又は人事委員会が著しく危険であると認める区域における救難救助作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)
	救難救助訓練作業(山岳地における遭難者の救難救助訓練の作業で著しく危険を伴うもの又はこの作業に相当すると人事委員会が認める作業をいう。)	1日につき 400円		救難救助訓練作業(山岳地における遭難者の救難救助訓練の作業で著しく危険を伴うもの又はこの作業に相当すると人事委員会が認める作業をいう。)	1日につき 400円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【第3条】

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例
(平成23年熊本県条例第57号) 新旧対照表

旧	新
<p>(災害警備等作業に係る手当の額の特例)</p> <p>第2条 東日本大震災に対処するため、警察職員が熊本県警察の職員の特 殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号。以下「警察職 員特殊勤務手当条例」という。)別表に規定する災害警備等作業に引き 続き5日以上従事した場合における同条例の規定の適用については、同 表第19号作業の項中「<u>災害警備等作業に従事した場合にあっては、当 該額にその100分の100に相当する額を加算した額</u>」とあるのは、 <u>「災害警備等作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の1 00に相当する額を加算した額」に840円を加算した額</u> 」とする。</p> <p>(死体処理作業手当等の支給)</p> <p>第3条 東日本大震災以外の特定大規模災害(著しく異常かつ激甚な非常 災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第2 23号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの をいう。以下同じ。)に対処するため、職員(熊本県一般職の職員等の給 与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第1条に規定する職員(警 察職員を除く。_____)、熊本県立学校職員の給 与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)第3条に規定する職員 (以下「県立学校職員」という。)及び熊本縣市町村立学校職員の給与に 関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)第3条に規定する職員(以下 「市町村立学校職員」という。)をいう。第4条第1項及び第3項にお いて同じ。)が死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに 従事したときは、特殊勤務手当として死体処理作業手当を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(災害警備等作業に係る手当の額の特例)</p> <p>第2条 東日本大震災に対処するため、警察職員が熊本県警察の職員の特 殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号。以下「警察職 員特殊勤務手当条例」という。)別表に規定する災害警備等作業に引き 続き5日以上従事した場合における同条例の規定の適用については、同 表第19号作業の項中「<u>840円(大規模な災害として人事委員会が定める 災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円)</u>」とあるのは「<u>1, 680円</u>」と、「<u>当該額にその100分の50に相当する額を加算した額</u>」と あるのは「<u>2,100円</u>」と、「<u>場合 当該額にその100分の100に相当す る額を加算した額</u>」とあるのは「<u>場合 2,520円</u>」とする。</p> <p>(死体処理作業手当等の支給)</p> <p>第3条 東日本大震災以外の特定大規模災害(著しく異常かつ激甚な非常 災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第2 23号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの をいう。以下同じ。)に対処するため、職員(熊本県一般職の職員等の給 与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第1条に規定する職員(警 察職員を除く。以下「<u>一般職員等</u>」という。))、熊本県立学校職員の給 与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)第3条に規定する職員 (以下「県立学校職員」という。)及び熊本縣市町村立学校職員の給与に 関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)第3条に規定する職員(以下 「市町村立学校職員」という。)をいう。第4条第1項及び第3項にお いて同じ。)が死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに 従事したときは、特殊勤務手当として死体処理作業手当を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>

【第3条】

<p>(公共土木施設災害応急作業手当の額の特例)</p> <p>第5条 東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するため、<u>熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号。以下「職員特殊勤務手当条例」という。)</u>第25条の16第1項に規定する職員が同項</p> <hr/> <p>に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合における公共土木施設災害応急作業手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による額</p> <hr/> <p>に、当該作業の区分に応じ同条第2項各号に定められた額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。</p> <p>2 東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するため、<u>県立学校職員及び市町村立学校職員のうち人事委員会の定める職員</u>が、職員特殊勤務手当条例第25条の16第1項に規定する作業であって人事委員会が定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として公共土木施設災害応急作業手当を支給する。</p> <p>3 前項の公共土木施設災害応急作業手当の額については、<u>第1項に規定する職員</u>の例による。</p> <p>(災害警備等作業に係る手当の額の特例)</p> <p>第6条 第2条の規定は、東日本大震災以外の特定大規模災害に対処する場合について準用する。この場合において、同条中「東日本大震災」とあるのは「東日本大震災以外の特定大規模災害」と、「5日」とあるのは「5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間」と、「<u>840円</u>」とあるのは「<u>840円</u>」</p> <hr/> <p>を超えない範囲内において人事委員会が定める額」とする。</p>	<p>(公共土木施設災害応急作業手当の額の特例)</p> <p>第5条 東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するため、<u>一般職員等</u></p> <hr/> <p>が</p> <p>熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号。以下「職員特殊勤務手当条例」という。)第25条の16第1項に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合における公共土木施設災害応急作業手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による額(同条第2項括弧書に規定する額を除く。)に、当該作業の区分に応じ同条第2項各号に定める</p> <hr/> <p>額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。</p> <p>2 東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するため、<u>県立学校職員及び市町村立学校職員</u>が、職員特殊勤務手当条例第25条の16第1項に規定する作業であって人事委員会が定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として公共土木施設災害応急作業手当を支給する。</p> <p>3 前項の公共土木施設災害応急作業手当の額については、<u>一般職員等</u></p> <hr/> <p>の例による。</p> <p>(災害警備等作業に係る手当の額の特例)</p> <p>第6条 第2条の規定は、東日本大震災以外の特定大規模災害に対処する場合について準用する。この場合において、同条中「東日本大震災」とあるのは「東日本大震災以外の特定大規模災害」と、「5日」とあるのは「5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間」と、「<u>1,680円</u>」とあるのは「<u>1,680円を超えない範囲内において人事委員会</u>が定める額」と、「<u>2,100円</u>」とあるのは「<u>2,100円を超えない範囲内</u>において人事委員会が定める額」と、「<u>2,520円</u>」とあるのは「<u>2,520円を超えない範囲内</u>において人事委員会が定める額」とする。</p>
--	--